イ　受注者は、別途実施される真水事業のモニタリング業務が適正且つ効果的に行われるよう、監督官の指示により、真水事業の精査及び予算要求に係る補助業務、真水事業の実施に係る資料の収集・整理業務等を通じて得た情報について、以下のとおりグアムにおいてモニタリング業務の実施者に対し説明、質疑応答、その他必要な検討、助言等を行うものとし、その結果を監督官に報告するものとする。

また、グアムで得た情報に基づく、必要な調整をハワイにおいて実施するものとする。

（グアム）３日間×６回　１名（管理技術者、担当技術者）

※上記日数は移動日＋現地滞在期間の日数であり、その前後１日は打合せ、資料整理等の日数として見込むこと。

ウ　ア～イの業務場所については、米国担当官等との調整により、別の場所となる可能性がある。また、作業日数等は実績により後日精算を行うものとする。

エ　ア～イに対する国内支援業務を見込むものとする。また、作業日数は実績により後日精算を行うものとする。

②　日本国外等における調査業務　受注者は、監督官の指示により、業務に関する資料収集、ヒアリング、設計会議等のため、関係する日本国外等において調査、調整を行うものとする。

なお、日本国外等での作業日数は以下を見込んでおり、後日、実績により精算するものとする。

（ハワイ）５日間×２回　２名（管理技術者、担当技術者）

（グアム）５日間×３回　１名（管理技術者、担当技術者）

（沖縄）５日間×１回　１名（管理技術者、担当技術者）

※１．上記業務場所については、米国担当官等との調整により、別の場所となる可能性がある。また、作業日数等は実績により後日精算を行うものとする。

２．上記日数は移動日＋現地滞在期間の日数であり、その前後１日は打合せ、資料整理等の日数として見込むこと。

③　真水事業の精査及び予算要求に係る補助業務

ア　工事費　受注者は、監督官の指示により、ＭＩＬＣＯＮ事業との整合を踏まえた真水事業の今後の予算要求に係る基本的な検討、対象施設に係る計画の内容について、規模の妥当性、基準との整合性及び工事費の数量・単価を精査し、監督官に報告するものとする。また、精査を行うに当っては、あらかじめ米国担当官等と協議が必要な事項について取りまとめ、監督官に報告するものとする。

イ　設計費　受注者は、監督官の指示により、ＭＩＬＣＯＮ事業との整合を踏まえた真水事業の今後の予算要求に係る基本的な検討、対象施設に係る所要を整理し、設計費の単価・人工数を精査し、監督官に報告するものとする。また、精査を行うに当っては、あらかじめ米国担当官等と協議が必要な事項について取りまとめ、監督官に報告するものとする。

④　事業計画等に係る技術的検討業務

ア　受注者は、監督官の指示により、米国政府が作成するグアム移転事業に係るマスタープランについて、施設の整備内容、配置計画、施工計画等を確認・整理し、監督官に報告するものとする。

イ　受注者は、監督官の指示により、米国政府が実施しているグアム移転事業に係る環境影響評価の進捗状況を確認するほか、環境影響評価関連資料について以下の業務を行うものとする。

・補足的環境影響評価関連資料（約500頁相当）のレビュー、各種資料の日本語訳の作成作業（約200頁相当）及び専門的意見の提供

・北マリアナ諸島における環境影響評価関連資料（約8000頁相当）のレビュー、各種資料の日本語訳の作成作業（約200頁相当）及び専門的意見の提供

・上記に関連して必要となる米国政府を含む諸機関との調整に係る補助業務

ウ　イに示す関連資料に係るレビュー及び日本語訳の作成作業において、当初想定と実際の資料の頁数に大きな差異が生じた場合は、後日精算するものとする。

⑤　通訳業務　受注者は、監督官の指示により、真水事業に係る会議等において通訳を行うものとする。通訳業務に係る日数等は以下を見込むものとする。

（ハワイ）１日（３時間）×120回　１名

（グアム）７日間×４回　１名

（東京）４日間×８回　１名

※１．上記業務場所については、米国担当官等との調整により、別の場所となる可能性がある。また、通訳業務の実働日数等は実績により後日精算するものとする。

２．通訳業務に係る上記日数は、移動時間を含まない実働日数である。

３．その他

①　受注者は、各業務場所における業務処理に必要な車両（４～５人乗り）を１台、当該業務期間に必要に応じて準備するものとし、後日精算するものとする。なお、必要に応じて防衛省職員を本車両により業務上必要な場所に送迎するものとする。

②　受注者は、業務処理に当たって、入門手続きその他米側が定める諸規定に従うものとする。

③　受注者は、米国担当官等に対する連絡・調整を行った場合には、速やかに監督官に報告することとする。

④　業務処理報告書　受注者は、本業務の仕様書に基づき業務を実施した場合には、業務処理報告書を作成の上、監督官に報告するものとする。

⑤　打合せ記録簿　受注者は、監督官と実施した協議、打合せ、報告等の内容について打合せ記録簿を作成し、提出するものとする。

⑥　受注者は、日本国外等において行う業務に係る経費（航空運賃、日当、宿泊費、現地諸経費及び雑費等）は、実費を当省の基準等により精査のうえ、精算するものとする。

⑦　受注者は、業務の処理にあたっては、以下の関連する他の業務の技術者等と調整を行い、業務の円滑な進行を促進しなければならない。

・平成26年度在沖米海兵隊グアム移転に関する真水事業に係る工事モニタリング補助業務

⑧　ハワイ及びグアムにおける執務場所並びに机及び椅子は防衛省より提供するものとし、その他、業務に必要なものについては必要に応じて受注者が準備するものとし、後日精算するものとする。

⑨　日本国外に配置された管理技術者及び担当技術者は、本業務のみに従事するものとする。

⑷　履行期限　平成27年３月31日

２　参加資格、選定基準及び評価基準

⑴　企画提案書の提出者に要求される資格　以下に掲げる資格要件を満たしている企業であること。（②及び③については、どちらか一方を有していればよい。）

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　平成25・26・27年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（③調査・研究又は⑮その他）」に係る級別の格付けを受け、そのランクが「A」等級の者であること。

③　装備施設本部長から測量・建設コンサルタント等業務に係る平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格の「建築、土木、電気、機械、通信、環境等」に係る資格のうち、いずれか一つ以上の資格の決定を受け、そのランクが「A」等級の者であり北関東防衛局に競争参加を希望していること。